

規 則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―一〇八〇

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―三九七）の一部を次のように改正する。

別表第一障害者支援課の項を削る。

別表第一勤務箇所の欄中「所沢児童相談所」の下に「、熊谷児童相談所」を加える。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。